

(平成23年4月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

熊本厚生年金 事案 721 (福岡厚生年金 事案 443 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から35年1月1日まで
② 昭和36年8月28日から37年6月16日まで

私は、昭和31年4月1日から36年3月11日までB社に継続して勤務していたが、申立期間①について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。

また、年金事務所の記録では、A社における厚生年金保険被保険者期間は昭和36年1月1日から同年8月28日までとなっているが、私は37年6月16日までA社に継続して勤務していた。

各申立期間について、各々の事業所に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人及び当時の同僚は、A社の慰安旅行において昭和36年10月22日に撮影した集合写真を所有している上、37年5月1日に被保険者資格を喪失している複数の同僚は「申立人よりも自分が先に退職した。」と証言しており、申立人が同年5月以降も当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、知人の紹介によりA社からC社(現在は、D社)に転職することとし、「退職後1週間ほどしてC社に入社した。」と供述しているところ、申立人のC社の入社日は、同社の「履歴カード」により昭和37年6月22日であることが確認できることを踏まえると、申立人の申述内容は信憑性^{びよう}が高いと考えられることから、申立人は申立期間②において、当該事業所

に継続して勤務していたことが推認できる。

さらに、A社の元役員及び当時の社会保険事務担当者は「社員は全員厚生年金保険に加入させていた。」と証言している上、同役員は申立期間②当時において、社員は15人くらいであったと証言しているところ、オンライン記録により、当該期間における厚生年金保険の被保険者数は、ほぼ同数であったことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、A社における申立人に係る昭和36年7月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元役員は「A社は昭和45年8月に廃業しており、保険料の納付については不明」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、これを行ったとは認められない。

一方、申立期間①に係る申立てについては、i) 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の関連資料が無い、ii) 「厚生年金保険被保険者資格取得の手続きをしていないのであれば、給与から保険料を控除することはあり得ない。」と事業主が供述している、iii) 申立期間当時、同事業所においては、入社後一定期間において、事業主が厚生年金保険被保険者資格の取得手続きを行う場合が多かったと推認できる、として既に年金記録確認福岡地方第三者委員会の決定に基づく平成20年11月6日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、中学校を卒業した翌月の昭和31年4月1日からB社に同期4人と共に入社したと主張し、再度申し立てているが、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿に当該同僚の名前を確認することができない。

また、B社は、昭和33年8月1日にE健康保険組合に加盟しているところ、同日付けの当該組合とF社会保険出張所長（当時）との事務引き継ぎ文書に申立人の名前は確認できない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、事業主は、申立人が昭和20年5月1日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA事業所における船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、160円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和20年5月1日から同年7月17日まで
② 昭和48年10月5日から49年8月1日まで

私は、昭和20年5月1日にA事業所に採用され、予備船員の期間を経て、同事業所が管理するB船を下船する20年8月22日まで船舶乗組員として継続して勤務していたが、申立期間①について船員保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間①を船員保険被保険者期間として認めてもらいたい。

また、私がC社に勤務していた昭和48年10月5日から50年4月30日までの期間のうち、申立期間②の標準報酬月額について、年金事務所の記録と実際の給与の額に相違があるので、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所が申立人に対して交付した船員給与手帳及び申立人の具体的な申述内容から、申立人が昭和20年5月1日に同事業所に採用後、同事業所D課に配属され、当該期間において予備船員としてEにおいて待機していたことが確認できる上、申立人提出の船員手帳及び申立人の具体的な申述内容から、同年7月17日から同年8月22日までの期間において、同事業所管理下のF社が所有するB船に、G業務士として乗船していたことが確認できる。

また、A事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名

の被保険者の記録を見ると、資格喪失日欄に昭和 21 年 5 月 1 日の記載があるものの、同日において、申立人は別の適用事業所で厚生年金保険被保険者となっていることや、生年月日及び資格取得日の記載が無いなど、同名簿が適正に管理されていなかった状況がうかがえ、同名簿に係る記録は有効なものとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、A事業所は申立人の主張する昭和 20 年 5 月 1 日に船員保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、前述の船員給与手帳の記録から 160 円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人はC社から少なくとも月額 18 万円の給与を得ていたと主張している。

しかしながら、C社は、申立人についての詳細な書類が残っていないため、給与等は不明と回答し、併せて、当時の平均的な基本給の額は 6 万円から 8 万円ぐらいだったように思われる、と回答している。

また、申立期間における標準報酬月額は、8 万円と記録されているところ、申立人と同期入社 of 男性の同僚 27 人の入社当初の標準報酬月額は、4 万 5,000 円から 8 万 6,000 円の範囲内にあり、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立人は給与支払明細書等の関連資料を有しておらず、C社も賃金台帳等の関連資料を保管していないため、申立人の申立期間②における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 19 日から 40 年 8 月 11 日まで
高校からの紹介でA社に昭和 38 年 3 月から 40 年 8 月まで勤務していたが、帰郷したくなったので会社を退職した。同事業所について、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後で管理されている女性 77 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に同資格を喪失した 2 年以上の厚生年金保険被保険者期間を有する 22 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人のみとなっており、事業主による代理請求が行われたとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 41 年 2 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、請求以前の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、未請求となっている被保険者期間は、支給決定日より近い時期である上、申立人は、当該事業所において、厚生年金保険に加入していたことを認識していたとしており、これを失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年12月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。また、申立期間のうち、12年4月から13年2月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月から13年2月まで

申立期間については、国民年金保険料が未納とされているが、私が大学生だった平成11年末頃、自宅に来た徴収員から学生は免除申請すれば国民年金保険料が免除されると聞き、母が免除を申請したはずである。申立期間について免除等であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の学生免除及び学生納付特例の申請に関与しておらず、申立人の母親が平成11年末頃に徴収員が自宅に来た際に国民年金保険料の免除申請の手続を1回行ったと証言している。

しかしながら、学生免除及び学生納付特例の申請は、毎年度必要であったが、申立人の母親の証言を踏まえると、申立期間のうち平成10年12月から11年3月までの期間は学生免除を、12年4月から13年2月までの期間は学生納付特例を各々申請していなかったものと推察される上、11年4月から12年3月までの期間の学生免除については、申立人に係るA市の国民年金記録の記載内容により、11年4月30日に申請がされてはいるものの、同年7月16日に却下されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、学生たる被保険者に係る国民年金保険料の免除の適否については、「学生に係る保険料免除基準」（平成3年1月30日付け庁保発第2号各都道府県知事あて社会保険庁運営部長通知）により判断するものとされ、学生たる被保険者に前年分の所得税額がないときは、親元の世帯の世帯員（当該学生たる被保険者を除く。）ごとに、総所得金額から一定の

額を控除した額が基準額以上であるときは免除としないこととされていた。申立人は申立期間当時、私立大学の学生で、親元の世帯と同居していたことから、申立期間当時における世帯の所得に関する免除基準額は 197 万円となっていたが、平成 9 年 1 月から 12 年 9 月までの世帯主（申立人の父親）の給与所得は、オンライン記録から、標準報酬月額が当時の最高等級である 59 万円であり、免除基準額を超えていたものと推認できることから、申立期間について、所得面で学生免除の基準を満たしていたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたこと及び学生納付特例により納付猶予されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたこと及び学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 10 年 12 月から 12 年 3 月までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。また、申立期間のうち、12 年 4 月から 13 年 2 月までの国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月 21 日から 59 年 5 月 1 日まで
申立期間について、A社に勤務していたが、当該期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の途中で退職した同僚の証言により、申立人が当該同僚の退職時に申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、既に解散しており、関連資料が確認できない上、元事業主は、厚生年金保険の適用事業所になってからは、アルバイトやパートを除く全ての正社員を厚生年金保険に加入させていたと証言しているが、申立人が名前を挙げた正社員である複数の同僚については、厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、同社は、申立期間当時、社員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことがうかがえる。

また、申立期間に同社に勤務していた複数の同僚からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができないことから、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和 58 年 2 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、59 年 5 月 1 日に再取得していることが確認でき、そのほかに申立人の記録は確認できず、同原票の整理番号に欠落も無い上、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録は、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者記録と一致する。

このほか、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認

できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）に勤務した申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に A 社に勤務していた複数の同僚の証言等により、勤務期間は明確でないものの申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は申立人の勤務期間及び申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できる人事記録や給与台帳等の関連資料を保管していない上、当時の事業主は、既に死亡し、当時、申立事業所に勤務していた複数の同僚も申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の状況を承知しておらず、証言は得られない。

また、申立期間及び同期間に前後する期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 10 人については、全員に雇用保険の被保険者記録を確認できるところ、申立人には雇用保険の同記録を確認できない上、申立期間 48 か月のうち昭和 50 年 1 月から 52 年 3 月までの 27 か月については、申立人は国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票について、昭和 45 年 5 月 1 日（整理番号*番）から 54 年 5 月 1 日（同*番）までの間の厚生年金保険被保険者資格の取得者を見ると、申立人の氏名の記載は無く、同原票の整理番号にも欠落は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から 55 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 4 月から A 社（現在は B 社）に勤務していたが、厚生年金保険への加入が 55 年 9 月 1 日になっている。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において A 社に勤務していたことは、当時の事業主の証言及び申立人の詳細な記憶から推認できる。

しかしながら、B 社は申立人の勤務期間及び申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できる人事記録や給与台帳等の関連資料を保管していない上、当時の事業主からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等に関する証言は得られない。

また、申立事業所に在籍していた同僚に照会したところ、回答があった複数の者からは、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除等に関する証言は得られない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票について、昭和 53 年 4 月 1 日から 55 年 9 月 1 日までの間の厚生年金保険被保険者資格の取得者を見ると、申立人の氏名の記載は無く、同原票の整理番号に欠落は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。